

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の申請に関する協議事項

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金を申請するにあたり、本協議会における協議事項は下記のとおりです。

1. 堺市地域間幹線系統確保維持計画認定申請書について（資料 2-3）

協議項目は下記のとおり

	頁数	項目名	備考
1	2～3	地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	
2	4	地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果	
3	4	2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体	
4	5	地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者	
5	5	地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額	
6	5	2. の目標・効果の評価手法及び測定方法	
7	5	別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】	該当なし
8	5	別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】	関連資料2-1
9	6	『主系統と同一の補助対象系統として取り扱うことが必要と協議会が認める運行系統』一覧	関連資料2-2
10	7～27	生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】	関連資料2-3
11	28	地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】	該当なし
12	28	車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし
13	28	車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし
14	28	車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし
15	28	老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策) 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし
16	29	貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし
17	29	貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし
18	29	貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし
19	30	協議会の開催状況と主な議論	
20	30	利用者等の意見の反映状況	関連資料2-4
21	30	補助対象系統がまたがる市町村の地域公共交通計画への位置づけについて	

2. 堺市地域間幹線系統確保維持計画の包括的な合意について（資料 2-4）